

議案第13号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年壱岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第31条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第33条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年壱岐市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第12条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 壱岐市職員等の旅費に関する条例（平成16年壱岐市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年壱岐市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

議案第14号

壱岐市印鑑条例の一部改正について

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例

壱岐市印鑑条例（平成16年壱岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第12条第2項中「第2号」の次に「、第4号」を加え、同項第2号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第15号

壱岐市税条例等の一部改正について

壱岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の非課税措置を追加するとともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の延長等の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第

29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条第1項中「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平

成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国

土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 壱岐市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(壱岐市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成30年壱岐市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、壱岐市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」

を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければなら

ない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第3号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

第4条 壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成31年壱岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、壱岐市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条第

1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中壱岐市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中壱岐市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき壱岐市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3

の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条の規定による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第16号

壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修工事の完成に伴い、位置の変更を行うものである。

壱岐市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

壱岐市立小・中学校設置条例（平成16年壱岐市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第2 壱岐市立芦辺中学校の項中「諸吉二亦触1886番地」を「中野郷西触400番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

議案第17号

壱岐市水道事業給水条例の一部改正について

壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されることにより、所要の改正を行うものである。

壱岐市水道事業給水条例の一部を改正する条例

壱岐市水道事業給水条例（平成16年壱岐市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第6号中「もの」を「者」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第25条の3の2第1項の更新をする者 1件につき5,000円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第18号

気候非常事態宣言について

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

人間の活動による地球温暖化に起因する気候変動が、人間社会や自然環境にとって、既に著しい脅威となっていることを認識するとともに、温暖化防止のための脱炭素化の実現に向けて、SDGs未来都市として取り組む活動を示した「気候非常事態宣言」について、議会の議決を求めるものである。

気候非常事態宣言

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追究する。」ことを目標とした「パリ協定」について署名しました。

既に、産業革命前に比べて約1℃の気温上昇によって、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなどの極端な気候変動が頻繁に引き起こされ、多くの人々や自然が犠牲となっており、地球上で安心して安全な生活を送ることが困難な状況になりつつあります。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、本市においても、集中豪雨による災害や水不足などの異常事態が発生しています。また、藻場が減少し、本市の基幹産業である漁業も深刻な影響を受けています。

本市は、地球温暖化に起因する気候変動が人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言します。

気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までにCO₂排出量を実質的にゼロにする必要があります。

この脱炭素化の実現に向けて、社会全体で次の活動に取り組みます。

これらの活動は、SDGs 未来都市として、SDGs の達成と新たな成長と発展につながります。

- 1 気候変動の非常事態に関する市民への周知啓発に努め、全市民が、家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進と併せて、Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再資源化）を徹底するとともに、消費活動における Refuse（リフューズ・ごみの発生回避）にも積極的に取り組むように働きかけます。特に、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについて、4R の徹底に取り組みます。
- 2 2050年までに、市内で利用するエネルギーを、化石燃料から、太陽光や風力などの地域資源に由来する再生可能エネルギーに完全移行できるよう、民間企業などとの連携した取組をさらに加速させます。
- 3 森林の適正な管理により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、森林、里山、河川、海の良い自然循環を実現します。
- 4 日本政府や他の地方自治体に、「気候非常事態宣言」についての連携を広く呼びかけます。

令和元年度

一般会計補正予算書
(第3号)

壱岐市

議案第19号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 289,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,014,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		9,000,694	211,880	9,212,574
	1 地方交付税	9,000,694	211,880	9,212,574
12 分担金及び負担金		236,480	△2,400	234,080
	2 負担金	216,183	△2,400	213,783
13 使用料及び手数料		433,573	△297	433,276
	1 使用料	217,585	△297	217,288
14 国庫支出金		2,614,592	40,790	2,655,382
	1 国庫負担金	1,615,760	18,866	1,634,626
	2 国庫補助金	993,501	21,924	1,015,425
15 県支出金		2,449,911	48,478	2,498,389
	1 県負担金	670,321	9,022	679,343
	2 県補助金	1,650,715	39,354	1,690,069
	3 県委託金	128,875	102	128,977
18 繰入金		3,559,837	7,800	3,567,637
	1 基金繰入金	3,559,837	7,800	3,567,637
19 繰越金		300,000	111,211	411,211
	1 繰越金	300,000	111,211	411,211
20 諸収入		411,071	4,338	415,409
	4 雑入	360,540	4,338	364,878
21 市債		2,330,500	△132,100	2,198,400
	1 市債	2,330,500	△132,100	2,198,400
歳 入 合 計		24,724,300	289,700	25,014,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		143,257	△3,578	139,679
	1 議会費	143,257	△3,578	139,679
2 総務費		5,006,326	18,034	5,024,360
	1 総務管理費	4,651,306	22,102	4,673,408
	2 徴税費	215,560	2,024	217,584
	3 戸籍住民基本台帳費	62,758	△3,819	58,939
	5 統計調査費	10,783	0	10,783
	6 監査委員費	20,784	△2,273	18,511
3 民生費		6,212,034	82,146	6,294,180
	1 社会福祉費	3,617,622	45,627	3,663,249
	2 児童福祉費	1,725,043	10,497	1,735,540
	3 生活保護費	864,225	26,022	890,247
4 衛生費		2,211,475	△6,559	2,204,916
	1 保健衛生費	1,291,484	△5,455	1,286,029
	2 清掃費	919,991	△1,104	918,887
5 農林水産業費		2,418,670	81,722	2,500,392
	1 農業費	1,276,364	71,461	1,347,825
	2 林業費	43,141	551	43,692
	3 水産業費	1,099,165	9,710	1,108,875
6 商工費		1,073,324	50,284	1,123,608
	1 商工費	1,073,324	50,284	1,123,608
7 土木費		1,632,062	55,640	1,687,702
	1 土木管理費	171,212	△12,633	158,579
	2 道路橋りょう費	854,893	32,657	887,550
	3 河川費	51,021	5,347	56,368
	4 港湾費	37,536	15,789	53,325
	5 都市計画費	77,763	980	78,743
	7 住宅費	301,086	13,500	314,586
8 消防費		806,796	4,065	810,861
	1 消防費	806,796	4,065	810,861
9 教育費		2,133,934	7,946	2,141,880
	1 教育総務費	307,067	△3,923	303,144
	2 小学校費	451,991	439	452,430
	3 中学校費	307,565	1,600	309,165
	4 幼稚園費	211,413	△6,555	204,858
	5 社会教育費	540,025	12,342	552,367
	7 学校給食費	199,996	4,043	204,039
歳 出	合 計	24,724,300	289,700	25,014,000

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	500,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	367,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,000,694	211,880	9,212,574
12 分担金及び負担金	236,480	△2,400	234,080
13 使用料及び手数料	433,573	△297	433,276
14 国庫支出金	2,614,592	40,790	2,655,382
15 県支出金	2,449,911	48,478	2,498,389
18 繰入金	3,559,837	7,800	3,567,637
19 繰越金	300,000	111,211	411,211
20 諸収入	411,071	4,338	415,409
21 市債	2,330,500	△132,100	2,198,400
歳入合計	24,724,300	289,700	25,014,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	143,257	△3,578	139,679
2 総務費	5,006,326	18,034	5,024,360
3 民生費	6,212,034	82,146	6,294,180
4 衛生費	2,211,475	△6,559	2,204,916
5 農林水産業費	2,418,670	81,722	2,500,392
6 商工費	1,073,324	50,284	1,123,608
7 土木費	1,632,062	55,640	1,687,702
8 消防費	806,796	4,065	810,861
9 教育費	2,133,934	7,946	2,141,880
歳 出 合 計	24,724,300	289,700	25,014,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	△3,578
0	0	4,800	13,234
28,677	0	303	53,166
28	0	0	△6,587
39,354	0	0	42,368
19,709	0	0	30,575
0	0	0	55,640
0	0	189	3,876
1,500	0	0	6,446
89,268	0	5,292	195,140

2. 歳入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	9,000,694	211,880	9,212,574
計	9,000,694	211,880	9,212,574

12款 分担金及び負担金

2項 負担金

1 民生費負担金	211,369	△ 2,400	208,969
計	216,183	△ 2,400	213,783

13款 使用料及び手数料

1項 使用料

1 総務使用料	9,245	△ 297	8,948
計	217,585	△ 297	217,288

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,615,760	18,866	1,634,626
計	1,615,760	18,866	1,634,626

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	467,352	21,209	488,561
2 民生費国庫補助金	125,093	715	125,808
計	993,501	21,924	1,015,425

15款 県支出金

1項 県負担金

2 民生費県負担金	578,501	8,994	587,495
-----------	---------	-------	---------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	211,880	普通交付税 211,880

3 児童福祉費負担金	△ 2,400	保育所入所負担金 △ 5,984 こども園利用者負担金 3,584

2 行政財産使用料	△ 297	行政財産使用料 △ 297

2 児童福祉費負担金	7,993	子どものための教育・保育給付費負担金 1,665 児童扶養手当給付費負担金 875 障害児施設措置費（給付費等）負担金 4,957 子育てのための施設等利用給付費負担金 496
4 老人福祉費負担金	10,873	介護保険低所得者保険料軽減負担金 10,873

1 総務費補助金	21,209	離島活性化交付金 1,500 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金 19,709
1 社会福祉費補助金	715	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 715

2 児童福祉費負担金	3,558	子どものための教育・保育給付費負担金 832 障害児施設措置（給付費等）負担金 2,478 子育てのための施設等利用給付費負担金 248
------------	-------	--

10地方交付税 - 15県支出金

15款 県支出金

1項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費県負担金	3,443	28	3,471
計	670,321	9,022	679,343

15款 県支出金

2項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	948,605	39,354	987,959
計	1,650,715	39,354	1,690,069

15款 県支出金

3項 県委託金

7 民生費県委託金	0	102	102
計	128,875	102	128,977

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 基金繰入金	3,559,837	7,800	3,567,637
計	3,559,837	7,800	3,567,637

19款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	300,000	111,211	411,211
計	300,000	111,211	411,211

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 老人福祉費負担金	5,436	介護保険低所得者保険料軽減負担金	5,436
1 保健衛生費負担金	28	予防接種事故対策費負担金	28

1 農業費補助金	38,803	干害応急対策事業補助金	5,340
		チャレンジ園芸1000億推進事業補助金	2,839
		農業用ハウス強靱化緊急対策事業	4,308
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	21,000
		放牧場整備支援事業補助金	129
		新構造改善加速化支援事業補助金	5,187
2 林業費補助金	551	造林事業費補助金	393
		ふるさとの森林づくり事業費補助金	158

1 社会福祉費委託金	102	国民生活基礎調査委託金	102

5 ふるさと応援基金 繰入金	4,800	ふるさと応援基金繰入金	4,800
10 施設整備基金繰入 金 (老人ホーム)	3,000	施設整備基金繰入金 (老人ホーム)	3,000

1 繰越金	111,211	前年度繰越金	111,211

15県支出金 - 19繰越金

20款 諸収入
4項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2 雑入	360,528	189	360,717
5 過年度収入	0	4,149	4,149
計	360,540	4,338	364,878

21款 市債
1項 市債

4 臨時財政対策債	500,000	△ 132,100	367,900
計	2,330,500	△ 132,100	2,198,400

(単位 : 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 雑入	189	消防団員安全装備品整備等助成金	189
1 国庫支出金	174	国庫支出金	174
2 県支出金	3,975	県支出金	3,975

1 臨時財政対策債	△ 132,100	臨時財政対策債	△ 132,100

3. 歳出

1款 議会費

1項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 議会費	143,257	△3,578	139,679	0	0	0
計	143,257	△3,578	139,679	0	0	0

2款 総務費

1項 総務管理費

1 一般管理費	910,408	13,543	923,951	0	0	0
6 企画費	922,861	638	923,499	0	0	4,800
7 情報管理費	1,330,753	2,782	1,333,535	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源 △3,578	2 給料	△1,804	一般職給 △1,804
	3 職員手当等	△1,222	扶養手当 △240
			通勤手当 51
			期末手当 △485
勤勉手当 △308			
児童手当 △240			
4 共済費	△552	一般職共済組合負担金 △552	
△3,578			

13,543	2 給料	7,130	一般職給 7,130
	3 職員手当等	4,003	扶養手当 36
			住居手当 △519
			通勤手当 186
期末手当 1,709			
勤勉手当 1,241			
児童手当 1,350			
4 共済費	2,410	一般職共済組合負担金 2,410	
△4,162	1 報酬	△4,380	嘱託職員報酬 △4,380
	4 共済費	△661	社会保険料
			嘱託職員分 △661
	11 需用費	408	印刷製本費 297
			修繕料 111
13 委託料	41	総務費委託料	
		自治体SDGsモデル事業 1,041	
19 負担金補助及び交付金	5,230	商工費委託料	
		ビジット・ジャパン地方連携事業 △1,000	
		総務費補助金	
2,782	3 職員手当等	△180	地方バス路線維持費 430
			ウルトラマラソン運営費補助金 4,800
	4 共済費	△228	社会保険料 臨時職員分 △228
	18 備品購入費	3,190	機械器具費

1議会費 - 2総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
13 国境離島振興費	620,865	5,139	626,004	0	0	0
計	4,651,306	22,102	4,673,408	0	0	4,800

2款 総務費

2項 徴税费

1 税務総務費	173,179	524	173,703	0	0	0
2 賦課徴收費	42,381	1,500	43,881	0	0	0
計	215,560	2,024	217,584	0	0	0

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	62,758	△3,819	58,939	0	0	0
計	62,758	△3,819	58,939	0	0	0

2款 総務費

5項 統計調査費

2 基幹統計調査費	10,743	0	10,743	0	0	0
計	10,783	0	10,783	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
5,139	19 負担金補助及び交付金	5,139	負担金 滞在型観光割引事業負担金 5,139
17,302			

524	2 給料	86	一般職給	86
	3 職員手当等	438	扶養手当	78
			通勤手当	69
			管理職手当	48
			期末手当	149
			勤勉手当	94
1,500	23 償還金利子及び割引料	1,500	過誤納還付金	1,500
2,024				

△3,819	2 給料	△2,083	一般職給	△2,083
	3 職員手当等	△1,492	扶養手当	△180
			通勤手当	△61
			期末手当	△747
			勤勉手当	△504
4 共済費	△731	一般職共済組合負担金	△731	
	13 委託料	487	システム改修業務 印鑑登録システム改修業務	487
△3,819				

0	7 賃金	△168	事務雇賃金	△168
	8 報償費	146	賞賜品代	146
	11 需用費	22	消耗品費	22
0				

2総務費

2款 総務費

6項 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 監査委員費	20,784	△2,273	18,511	0	0	0
計	20,784	△2,273	18,511	0	0	0

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,516,116	33,400	1,549,516	7,537	0	0
2 社会福祉施設費	151,092	△10,613	140,479	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	2 給料	△1,561	一般職給 △1,561
	3 職員手当等	△207	扶養手当 △156
			住居手当 285
			通勤手当 △27
期末手当 △440			
勤勉手当 △289			
児童手当 420			
4 共済費	△505	一般職共済組合負担金 △505	
△2,273			

25,863	1 報酬	△2,233	嘱託職員報酬 △2,298
			非常勤職員等報酬
			調査員報酬 65
	2 給料	9,062	一般職給 388
			医療職給 8,674
	3 職員手当等	5,106	扶養手当 △42
			通勤手当 △38
			管理職手当 864
			期末手当 2,396
			勤勉手当 1,656
児童手当 270			
4 共済費	3,168	一般職共済組合負担金 3,168	
9 旅費	29	普通旅費 29	
11 需用費	26	燃料費 26	
19 負担金補助及び交付金	49	各種会議等負担金 49	
20 扶助費	9,915	障害児施設措置費（給付費等） 9,915	
23 償還金利子及び割引料	8,278	国庫支出金精算返納金 7,509	
		県支出金精算返納金 769	
△10,613	2 給料	△5,846	医療職給 △5,846
			3 職員手当等
	通勤手当 △50		
期末手当 △1,552			

2総務費 - 3民生費

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 国民健康保険事業費	356,919	4,577	361,496	0	0	0
5 介護保険事業費	617,029	14,263	631,292	16,309	0	0
6 老人福祉施設費	319,380	4,000	323,380	0	0	3,000

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			勤勉手当 $\Delta 1,068$ 児童手当 $\Delta 240$
	4 共済費	$\Delta 1,761$	一般職共済組合負担金 $\Delta 1,761$
	11 需用費	144	修繕料 144
	4,577		
4,577	2 給料	2,972	一般職給 2,972
	3 職員手当等	819	扶養手当 42
			通勤手当 83
			期末手当 423
			勤勉手当 271
4 共済費	786	一般職共済組合負担金 786	
$\Delta 2,046$	1 報酬	$\Delta 2,721$	嘱託職員報酬 $\Delta 2,721$
	2 給料	$\Delta 2,630$	一般職給 $\Delta 2,630$
	3 職員手当等	$\Delta 969$	扶養手当 $\Delta 180$
			通勤手当 $\Delta 51$
			期末手当 $\Delta 430$
			勤勉手当 $\Delta 278$
			児童手当 $\Delta 30$
	4 共済費	$\Delta 1,165$	一般職共済組合負担金 $\Delta 743$ 社会保険料 嘱託職員分 $\Delta 422$
23 償還金利子及び び割引料	2	県支出金精算返納金 2	
28 繰出金	21,746	介護保険事業特別会計繰出金 21,746	
1,000	1 報酬	2,593	嘱託職員報酬 2,593
	2 給料	$\Delta 1,139$	一般職給 $\Delta 688$
			医療職給 $\Delta 451$
	3 職員手当等	$\Delta 678$	扶養手当 273
			通勤手当 $\Delta 16$
			管理職手当 $\Delta 48$
			期末手当 $\Delta 404$
勤勉手当 $\Delta 663$ 児童手当 180			
4 共済費	122	一般職共済組合負担金 $\Delta 295$ 社会保険料 嘱託職員分 417	

3民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	3,617,622	45,627	3,663,249	23,846	0	3,000

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	122,991	5,664	128,655	360	0	0
2 児童措置費	895,852	4,719	900,571	3,756	0	△937
3 母子福祉費	5,280	37	5,317	0	0	0
4 保育所費	693,485	56	693,541	0	0	△1,463

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	11 需用費	1,815	修繕料 1,815
	12 役務費	100	リサイクル処理手数料 100
	18 備品購入費	1,187	庁用器具費
18,781			

5,304	2 給料	2,346	一般職給	△873
			医療職給	3,219
	3 職員手当等	△77	扶養手当	△402
			期末手当	146
			勤勉手当	179
	4 共済費	583	一般職共済組合負担金	583
	9 旅費	112	普通旅費	112
	11 需用費	255	燃料費	50
印刷製本費			205	
20 扶助費	480	施設等利用費	480	
23 償還金利子及び割引料	1,965	国庫支出金精算返納金	909	
		県支出金精算返納金	1,056	
1,900	19 負担金補助及び交付金	3,844	負担金	
			小規模保育施設公定価格負担金	3,331
			認可外保育施設等利用費負担金	513
	20 扶助費	875	未婚ひとり親給付金	875
37	23 償還金利子及び割引料	37	国庫支出金精算返納金	37
1,519	1 報酬	△2,215	嘱託職員報酬	△2,215
	2 給料	1,161	一般職給	1,161
	3 職員手当等	567	扶養手当	△264
			住居手当	188
			通勤手当	105
			管理職手当	△72
期末手当			418	
			勤勉手当	△93
			児童手当	285
	4 共済費	1	一般職共済組合負担金	1,154

3民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 児童福祉施設費	7,435	21	7,456	0	0	△297
計	1,725,043	10,497	1,735,540	4,116	0	△2,697

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	81,598	26,022	107,620	715	0	0
計	864,225	26,022	890,247	715	0	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	606,863	△5,598	601,265	0	0	0
-----------	---------	--------	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			公立学校共済組合負担金 △820
			社会保険料 嘱託職員分 △333
	11 需用費	193	修繕料 193
	14 使用料及び賃借料	19	土地建物借上料 19
	15 工事請負費	330	設備等整備工事
318	11 需用費	21	燃料費 21
9,078			

25,307	2 給料	5,329	一般職給 5,329
	3 職員手当等	2,619	扶養手当 △66
			住居手当 106
			通勤手当 59
			期末手当 1,467
			勤勉手当 1,053
	4 共済費	1,667	一般職共済組合負担金 1,667
13 委託料	1,232	システム改修業務 1,232	
23 償還金利子及び割引料	15,175	国庫支出金精算返納金 15,175	
25,307			

△5,598	2 給料	△3,293	一般職給 △3,293
	3 職員手当等	△1,513	扶養手当 △102
			管理職手当 △24
			期末手当 △819
			勤勉手当 △568
4 共済費	△808	一般職共済組合負担金 △808	
23 償還金利子及び割引料	16	県支出金精算返納金 16	

3民生費 - 4衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 予防費	80,318	39	80,357	28	0	0
3 環境衛生費	104,468	104	104,572	0	0	0
計	1,291,484	△5,455	1,286,029	28	0	0

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	96,332	△1,130	95,202	0	0	0
4 合併処理浄化槽設置整備費	90,269	26	90,295	0	0	0
計	919,991	△1,104	918,887	0	0	0

5款 農林水産業費

1項 農業費

1 農業委員会費	47,405	△1,274	46,131	0	0	0
2 農業総務費	101,520	3,439	104,959	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源				
11	20 扶助費	39	障害年金	39
104	9 旅費	59	普通旅費	59
	13 委託料	45	施設周辺環境管理	4
衛生費委託料 野犬捕獲業務			41	
△5,483				

△1,130	2 給料	△379	一般職給	△379
	3 職員手当等	△511	扶養手当	24
			住居手当	234
			通勤手当	△51
			管理職手当	△360
			期末手当	△207
			勤勉手当	△151
4 共済費	△240	一般職共済組合負担金	△240	
26	2 給料	7	一般職給	7
	3 職員手当等	2	期末手当	1
			勤勉手当	1
	4 共済費	17	一般職共済組合負担金	17
△1,104				

△1,274	1 報酬	△1,113	嘱託職員報酬	△1,113
	4 共済費	△161	社会保険料 嘱託職員分	△161
3,439	2 給料	1,822	一般職給	1,822
	3 職員手当等	842	扶養手当	96
			住居手当	26
			通勤手当	120
			管理職手当	408
			期末手当	336
		勤勉手当	231	

5款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 農業振興費	190,358	16,450	206,808	12,334	0	0
4 畜産業費	440,890	9,416	450,306	129	0	0
5 農地費	496,191	43,430	539,621	26,340	0	0
計	1,276,364	71,461	1,347,825	38,803	0	0

5款 農林水産業費
2項 林業費

1 林業総務費	2,466	158	2,624	158	0	0
2 林業振興費	40,675	393	41,068	393	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			児童手当 △375
	4 共済費	775	一般職共済組合負担金 775
4,116	19 負担金補助及び交付金	16,450	農林水産業費補助金 新構造改善加速化支援事業 6,484 チャレンジ園芸1000億推進事業 3,566 農業用ハウス強靱化緊急対策事業 4,308 農業経営安定化支援事業 2,092
9,287	1 報酬	2,204	嘱託職員報酬 2,204
	2 給料	2,537	一般職給 236
			医療職給 2,301
	3 職員手当等	3,079	扶養手当 156
			通勤手当 △104
			特殊勤務手当 1,308
			期末手当 708
勤勉手当 366			
児童手当 645			
4 共済費	1,467	一般職共済組合負担金 1,131 社会保険料 嘱託職員分 336	
19 負担金補助及び交付金	129	農林水産業費補助金 近代化施設等整備事業 129	
17,090	4 共済費	220	社会保険料 臨時職員分 220
	19 負担金補助及び交付金	43,210	負担金 県営ため池整備事業 15,000 農林水産業費補助金 干害応急対策事業費補助金 7,210 農業水利施設ストックマネジメント事業 21,000
32,658			

0	19 負担金補助及び交付金	158	農林水産業費補助金 ながさき森林環境保全事業 158
0	8 報償費	393	謝礼金 393

5農林水産業費

5款 農林水産業費
2項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	43,141	551	43,692	551	0	0

5款 農林水産業費
3項 水産業費

1 水産業総務費	128,605	5,460	134,065	0	0	0
3 漁港管理費	32,388	1,993	34,381	0	0	0
4 漁港漁場整備費	320,942	957	321,899	0	0	0
5 漁業集落環境整備費	77,535	1,300	78,835	0	0	0
計	1,099,165	9,710	1,108,875	0	0	0

6款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	108,619	29,047	137,666	0	0	0
---------	---------	--------	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0			

5,460	2 給料	2,092	一般職給	2,092
	3 職員手当等	2,374	扶養手当	438
			通勤手当	△34
			管理職手当	408
			期末手当	859
			勤勉手当	568
児童手当			135	
4 共済費			958	一般職共済組合負担金
13 委託料	36	健康診断	36	
1,993	19 負担金補助及び交付金	1,993	負担金	
			県営漁港事業	1,740
			県漁場漁港協会	253
957	13 委託料	957	計画変更・更新業務	957
1,300	28 繰出金	1,300	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）	1,300
9,710				

29,047	1 報酬	3,587	嘱託職員報酬	3,587
	2 給料	12,305	一般職給	12,305
	3 職員手当等	6,986	扶養手当	696
			住居手当	△184
			通勤手当	417
			管理職手当	864
			期末手当	2,939
			勤勉手当	1,969
			児童手当	285
	4 共済費	5,130	一般職共済組合負担金 社会保険料	4,557

5農林水産業費 - 6商工費

6款 商工費
1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 商工振興費	358,492	21,237	379,729	19,709	0	0
計	1,073,324	50,284	1,123,608	19,709	0	0

7款 土木費
1項 土木管理費

1 土木総務費	171,212	△12,633	158,579	0	0	0
計	171,212	△12,633	158,579	0	0	0

7款 土木費
2項 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	184,152	21,000	205,152	0	0	0
-------------	---------	--------	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			嘱託職員分 573
	9 旅費	1,039	普通旅費 1,039
	1,528 8 報償費	211	謝礼金 211
	9 旅費	890	費用弁償 866 普通旅費 24
	11 需用費	947	修繕料 947 修繕料（インフラ資産） 457
	13 委託料	18,967	調査設計業務 調査設計業務（事業用資産・工作物） 18,967
	19 負担金補助及び交付金	222	商工費補助金 商工会運営費 222
30,575			

△12,633	2 給料	△6,670	一般職給 △6,670
	3 職員手当等	△4,115	扶養手当 △84
			住居手当 △570
			通勤手当 △291
			管理職手当 408
			期末手当 △1,799
			勤勉手当 △1,254
児童手当 △525			
4 共済費	△2,053	一般職共済組合負担金 △2,053	
9 旅費	149	普通旅費 149	
19 負担金補助及び交付金	56	負担金 建設技術者雇用促進事業 56	
△12,633			

21,000	15 工事請負費	21,000	維持補修工事 市道維持補修工事
--------	----------	--------	--------------------

6商工費 - 7土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 道路橋りょう新設改良費	670,712	11,657	682,369	0	0	0
計	854,893	32,657	887,550	0	0	0

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	14,181	293	14,474	0	0	0
2 急傾斜地崩壊対策費	36,840	5,054	41,894	0	0	0
計	51,021	5,347	56,368	0	0	0

7款 土木費

4項 港湾費

1 港湾管理費	37,536	15,789	53,325	0	0	0
計	37,536	15,789	53,325	0	0	0

7款 土木費

5項 都市計画費

2 公園費	59,579	980	60,559	0	0	0
計	77,763	980	78,743	0	0	0

7款 土木費

7項 住宅費

2 住宅建設費	206,340	13,500	219,840	0	0	0
---------	---------	--------	---------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	13 委託料	8,000	測量設計業務 測量設計業務（インフラ資産・工作物） 8,000
	19 負担金補助及び交付金	3,657	負担金 県営道路整備事業 3,657
32,657			

293	19 負担金補助及び交付金	293	負担金 県営自然災害防止事業 293
5,054	19 負担金補助及び交付金	5,054	負担金 県営急傾斜崩壊対策事業 5,054
5,347			

15,789	13 委託料	1,889	申請図書作成業務 1,889
	19 負担金補助及び交付金	13,900	負担金 県営港湾整備事業 12,500 農林水産業費補助金 船だまり整備事業 1,400
15,789			

980	11 需用費	980	修繕料 980
980			

13,500	13 委託料	1,500	設計業務 設計業務（事業用資産・建物） 900 監理業務 監理業務（事業用資産・建物） 600
	15 工事請負費	12,000	施設設備等改修工事

7土木費

7款 土木費
7項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	301,086	13,500	314,586	0	0	0

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	511,597	2,207	513,804	0	0	0
2 非常備消防費	100,662	243	100,905	0	0	189
3 消防施設費	152,782	1,063	153,845	0	0	0
5 災害対策費	16,680	552	17,232	0	0	0
計	806,796	4,065	810,861	0	0	189

9款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	249,419	△5,790	243,629	0	0	0
3 教育指導費	56,018	1,867	57,885	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			公営住宅改修工事
13,500			

2,207	2 給料	345	一般職給	345
	3 職員手当等	1,229	住居手当	1,152
			通勤手当	△116
			管理職手当	24
			期末手当	92
			勤勉手当	77
4 共済費	633	一般職共済組合負担金	633	
54	11 需用費	243	消耗品費	243
1,063	11 需用費	1,063	修繕料	1,063
552	9 旅費	146	普通旅費	146
	11 需用費	300	印刷製本費	300
	12 役務費	106	郵便料	106
3,876				

△5,790	2 給料	△4,458	一般職給	△4,458
	3 職員手当等	△456	扶養手当	60
			住居手当	△234
			通勤手当	△144
			期末手当	△303
			勤勉手当	△225
児童手当	390			
4 共済費	△876	一般職共済組合負担金	△876	
1,867	11 需用費	766	修繕料	766
	12 役務費	181	汲取手数料	181
	13 委託料	880	設計監理業務 設計監理業務（インフラ資産・工作物）	880

7土木費 - 9教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	307,067	△3,923	303,144	0	0	0

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	355,811	439	356,250	0	0	0
計	451,991	439	452,430	0	0	0

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	251,035	1,600	252,635	0	0	0
計	307,565	1,600	309,165	0	0	0

9款 教育費

4項 幼稚園費

1 幼稚園費	211,413	△6,555	204,858	0	0	0
計	211,413	△6,555	204,858	0	0	0

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	52,636	7,432	60,068	0	0	0
-----------	--------	-------	--------	---	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	19 負担金補助及び交付金	40	負担金 自治体国際化協会 40
△3,923			

439	4 共済費	439	社会保険料 臨時職員分 439
439			

1,600	13 委託料	1,600	設計業務 1,600
1,600			

△6,555	1 報酬	△5,511	嘱託職員報酬 △5,511
	2 給料	△442	一般職給 △442
	3 職員手当等	120	扶養手当 60
			通勤手当 △127
			期末手当 360
勤勉手当 △113			
児童手当 △60			
4 共済費	△722	公立学校共済組合負担金 98 社会保険料 嘱託職員分 △820	
△6,555			

7,432	2 給料	4,087	一般職給 4,087
	3 職員手当等	1,953	扶養手当 42
			通勤手当 51
			管理職手当 432

9教育費

9款 教育費
5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 公民館費	195,802	5,875	201,677	0	0	0
6 文化財保護費	247,802	△965	246,837	1,500	0	0
計	540,025	12,342	552,367	1,500	0	0

9款 教育費
7項 学校給食費

1 学校給食費	199,996	4,043	204,039	0	0	0
計	199,996	4,043	204,039	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			期末手当 1,031 勤勉手当 727 児童手当 △330
	4 共済費	1,392	一般職共済組合負担金 1,392
5,875	11 需用費	1,517	修繕料 1,517
	15 工事請負費	4,358	施設改修工事 施設設備等改修工事
△2,465	2 給料	△2,518	一般職給 △2,518
	3 職員手当等	△1,137	通勤手当 △51
			管理職手当 △480
			期末手当 △354
			勤勉手当 △252
	4 共済費	△814	一般職共済組合負担金 △814
	7 賃金	504	事務雇賃金 504
13 委託料	3,000	教育費委託料 一支国博物館活用推進事業 3,000	
10,842			

4,043	11 需用費	4,043	修繕料 4,043
4,043			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

一 般 会 計
(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		24,192	3.30月分 7,768	2,181	34,141	6,085	40,226	
	議 員	15	55,860		3.30月分 17,934		73,794	20,134	93,928	
	その他	2,583	657,552				657,552	89,799	747,351	
	計	2,601	713,412	24,192	25,702	2,181	765,487	116,018	881,505	
補正前	長 等	3		24,192	3.30月分 7,768	2,181	34,141	6,085	40,226	
	議 員	15	55,860		3.30月分 17,934		73,794	20,134	93,928	
	その他	2,583	667,341				667,341	90,870	758,211	
	計	2,601	723,201	24,192	25,702	2,181	775,276	117,089	892,365	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他		△ 9,789				△ 9,789	△ 1,071	△ 10,860	
	計		△ 9,789				△ 9,789	△ 1,071	△ 10,860	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	395		1,461,672	1,001,073	2,462,745	495,966	2,958,711	
補正前	388		1,443,214	986,643	2,429,857	486,835	2,916,692	
比較	7		18,458	14,430	32,888	9,131	42,019	

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	59,109	11,816	19,806	29,713	77,121	2,324	924	7,908	16,732
補正前	59,244	11,332	19,826	28,405	77,121	2,324	924	7,908	16,732	28,452
比較	△ 135	484	△ 20	1,308						2,472

区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当		職員手当合計
補正後	347,636	236,775	32,820	122,017	1,100	3,252	546	721		1,001,244
補正前	342,142	234,108	30,660	122,017	1,100	3,252	546	721		986,814
比較	5,494	2,667	2,160							14,430

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	18,458	給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分	18,458	職員の異動等に伴う分 18,458	採用 24人 退職 15人 会計間異動等 増 6人 減 4人
職員手当	14,430	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	14,430	職員の異動等に伴う分 扶養手当 △ 135 住居手当 484 通勤手当 △ 20 特殊勤務手当 1,308 管理職手当 2,472 期末手当 5,494 勤勉手当 2,667 児童手当 2,160	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	19,760,608	3,987,800	2,215,389	21,533,019
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	4,100	195,121	1,119,096
(5) 商工	42,600	61,700	75,400	448	136,652
(6) 土木	654,865	558,206	30,000	93,176	495,030
(7) 公営住宅	587,838	691,111	221,100	11,098	901,113
(8) 消防	3,300	64,800	115,000	0	179,800
(9) 教育	606,569	686,990	296,900	26,078	957,812
(10) 辺地	1,812,845	1,752,739	353,500	256,668	1,849,571
(11) 過疎	6,007,179	6,260,337	1,076,300	681,990	6,654,647
(12) 合併特例	8,635,890	8,206,855	1,815,500	934,416	9,087,939
2. 災害復旧債	286,769	444,207	146,900	28,098	563,009
(1) 補助	101,660	216,850	64,000	10,770	270,080
(2) 単独	185,109	227,357	82,900	17,328	292,929
3. その他	6,729,699	6,814,619	367,900	452,788	6,729,731
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	367,900	452,788	6,729,731
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,076,562	27,019,434	4,502,600	2,696,275	28,825,759

令和元年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書
(第1号)

壱 岐 市

議案第20号

令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,552 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,054,463 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 : 千円)

歳 入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 県支出金		2,922,770	9,481	2,932,251
	1 県補助金	2,922,769	9,481	2,932,250
7 繰越金		59,916	3,071	62,987
	1 繰越金	59,916	3,071	62,987
歳 入	合 計	4,041,911	12,552	4,054,463

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 保険給付費		2,863,001	9,481	2,872,482
	1 療養諸費	2,447,521	7,333	2,454,854
	2 高額療養費	400,973	2,148	403,121
8 諸支出金		4,130	3,071	7,201
	1 償還金及び還付加算金	3,715	3,071	6,786
歳 出 合 計		4,041,911	12,552	4,054,463

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,922,770	9,481	2,932,251
7 繰越金	59,916	3,071	62,987
歳入合計	4,041,911	12,552	4,054,463

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	2,863,001	9,481	2,872,482
8 諸支出金	4,130	3,071	7,201
歳 出 合 計	4,041,911	12,552	4,054,463

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9,481	0	0	0
0	0	3,071	0
9,481	0	3,071	0

2. 歳入

4款 県支出金

1項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	2,922,769	9,481	2,932,250
計	2,922,769	9,481	2,932,250

7款 繰越金

1項 繰越金

1 その他繰越金	59,916	3,071	62,987
計	59,916	3,071	62,987

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 普通交付金	9,481	普通交付金	9,481

1 その他繰越金	3,071	その他繰越金	3,071

3. 歳出

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 退職被保険者療養給付費	1,959	7,333	9,292	7,333	0	0
計	2,447,521	7,333	2,454,854	7,333	0	0

2款 保険給付費

2項 高額療養費

2 退職被保険者等高額療養費	480	2,148	2,628	2,148	0	0
計	400,973	2,148	403,121	2,148	0	0

8款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

6 特定健康診査等負担金償還金	1	3,071	3,072	0	0	3,071
計	3,715	3,071	6,786	0	0	3,071

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
0	19 負担金補助及び交付金	7,333	退職被保険者等療養給付費 7,333
0			

0	19 負担金補助及び交付金	2,148	退職被保険者等高額療養費 2,148
0			

0	23 償還金利子及び割引料	3,071	特定健康診査等負担金償還金 3,071
0			

令和元年度

介護保険事業特別会計補正予算書
(第2号)

壱 岐 市

議案第21号

令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,515,956千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 介護保険料		617,030	△21,746	595,284
	1 介護保険料	617,030	△21,746	595,284
3 国庫支出金		948,516	996	949,512
	2 国庫補助金	394,578	996	395,574
7 繰入金		511,070	21,746	532,816
	1 一般会計繰入金	502,303	21,746	524,049
8 繰越金		700	31,296	31,996
	1 繰越金	700	31,296	31,996
歳 入	合 計	3,483,664	32,292	3,515,956

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 地域支援事業費		322,128	996	323,124
	3 包括的支援事業・任意事業費	93,612	996	94,608
6 諸支出金		700	31,296	31,996
	1 償還金及び還付加算金	700	31,296	31,996
歳 出	合 計	3,483,664	32,292	3,515,956

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介護保険料	617,030	△21,746	595,284
3 国庫支出金	948,516	996	949,512
7 繰入金	511,070	21,746	532,816
8 繰越金	700	31,296	31,996
歳 入 合 計	3,483,664	32,292	3,515,956

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 介護給付費	3,119,656	0	3,119,656
3 地域支援事業費	322,128	996	323,124
6 諸支出金	700	31,296	31,996
歳 出 合 計	3,483,664	32,292	3,515,956

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	19,833	△19,833
996	0	1,913	△1,913
0	0	31,296	0
996	0	53,042	△21,746

2. 歳入

1款 介護保険料

1項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	617,030	△ 21,746	595,284
計	617,030	△ 21,746	595,284

3款 国庫支出金

2項 国庫補助金

8 介護保険事業費補助金	853	996	1,849
計	394,578	996	395,574

7款 繰入金

1項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	502,303	21,746	524,049
計	502,303	21,746	524,049

8款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	700	31,296	31,996
計	700	31,296	31,996

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年度分	△ 21,746	特別徴収保険料	△ 20,941
		普通徴収保険料	△ 805

1 介護保険事業費補助金	996	高齢者生きがい活動促進事業補助金	996

1 一般会計繰入金	21,746	一般会計繰入金 (保険料軽減分)	21,746

1 繰越金	31,296	前年度繰越金	31,296

3. 歳出

2款 介護給付費

1項 介護サービス諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 介護サービス諸費	3,036,720	0	3,036,720	0	0	19,311
計	3,036,720	0	3,036,720	0	0	19,311

2款 介護給付費

2項 審査支払手数料

1 審査支払手数料	3,736	0	3,736	0	0	22
計	3,736	0	3,736	0	0	22

2款 介護給付費

3項 高額介護サービス費

1 高額介護サービス費	79,200	0	79,200	0	0	500
計	79,200	0	79,200	0	0	500

3款 地域支援事業費

1項 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	169,813	0	169,813	0	0	1,088
2 介護予防ケアマネジメント事業費	21,516	0	21,516	0	0	130
計	191,329	0	191,329	0	0	1,218

3款 地域支援事業費

2項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	37,187	0	37,187	0	0	239
計	37,187	0	37,187	0	0	239

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△19,311			(財源調整)
△19,311			

△22			(財源調整)
△22			

△500			(財源調整)
△500			

△1,088			(財源調整)
△130			(財源調整)
△1,218			

△239			(財源調整)
△239			

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 包括的支援事業・任意事業費	93,612	996	94,608	996	0	456
計	93,612	996	94,608	996	0	456

6款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 償還金	0	31,296	31,296	0	0	31,296
計	700	31,296	31,996	0	0	31,296

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△456	19 負担金補助及び交付金	996	高齢者生きがい活動促進事業補助金 996
△456			

0	23 償還金利子及び割引料	31,296	国庫支出金精算返納金 18,244 県支出金精算返納金 4,272 支払基金精算返納金 8,780
0			

令和元年度

下水道事業特別会計補正予算書
(第1号)

壱 岐 市

議案第 22 号

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度壱岐市下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市下水道事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335,171 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 5 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 繰入金		216,086	1,300	217,386
	1 一般会計繰入金	216,086	1,300	217,386
歳 入	合 計	333,871	1,300	335,171

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 漁業集落排水整備事業費		106,433	1,300	107,733
	1 管理費	50,180	1,300	51,480
歳 出	合 計	333,871	1,300	335,171

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	216,086	1,300	217,386
歳入合計	333,871	1,300	335,171

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 漁業集落排水整備事業費	106,433	1,300	107,733
歳 出 合 計	333,871	1,300	335,171

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1,300	0
0	0	1,300	0

2. 歳入

5款 繰入金

1項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	216,086	1,300	217,386
計	216,086	1,300	217,386

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	1,300	一般会計繰入金 (漁業集落)	1,300

3. 歳出

2款 漁業集落排水整備事業費

1項 管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 施設管理費	32,807	1,300	34,107	0	0	1,300
計	50,180	1,300	51,480	0	0	1,300

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	0 11 需用費	500	修繕料 修繕料（インフラ資産） 500
	15 工事請負費	800	インフラ等整備工事 新設公共枡設置工事
0			

令和元年度

農業機械銀行特別会計補正予算書
(第1号)

壱 岐 市

議案第 23 号

令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,781 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 5 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 : 千円)

歳 入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 繰越金		1	23,442	23,443
	1 繰越金	1	23,442	23,443
歳 入	合 計	122,339	23,442	145,781

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		122,288	15,600	137,888
	1 総務管理費	122,288	15,600	137,888
2 基金積立金		1	7,842	7,843
	1 基金積立金	1	7,842	7,843
歳 出 合 計		122,339	23,442	145,781

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	23,442	23,443
歳入合計	122,339	23,442	145,781

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	122,288	15,600	137,888
2 基金積立金	1	7,842	7,843
歳 出 合 計	122,339	23,442	145,781

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	15,600
0	0	0	7,842
0	0	0	23,442

2. 歳入
4款 繰越金
1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	23,442	23,443
計	1	23,442	23,443

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	23,442	前年度繰越金 23,442

3. 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	122,288	15,600	137,888	0	0	0
計	122,288	15,600	137,888	0	0	0

2款 基金積立金

1項 基金積立金

1 減価償却基金積立金	1	7,842	7,843	0	0	0
計	1	7,842	7,843	0	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
15,600	11 需用費	14,100	消耗品費 11,000 燃料費 1,100 修繕料 2,000
	12 役務費	1,500	人材派遣手数料 1,500
15,600			

7,842	25 積立金	7,842	減価償却基金積立金 7,842
7,842			

令和元年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市

議案第24号

令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度壱岐市水道事業会計予算」の名称を「令和元年度壱岐市水道事業会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

第1条 令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度壱岐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支 出)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	857,379千円	1,552千円	858,931千円
第1項 営業費用	787,478千円	1,552千円	789,030千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額166,441千円は当年度分消費税資本的収支調整額10,746千円、過年度分損益勘定留保資金155,695千円」を「不足する額178,532千円は当年度分消費税資本的収支調整額12,287千円、過年度分損益勘定留保資金166,245千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	190,466千円	4,863千円	195,329千円
第2項 工事負担金	12,727千円	4,863千円	17,590千円

(支 出)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	356,907千円	16,954千円	373,861千円
第1項 建設改良費	129,000千円	16,954千円	145,954千円

令和元年9月5日提出

壱岐市長 白 川 博 一

補正予算（第1号）に関する説明書

令和元年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			857,379	1,552	858,931
	1 営業費用		787,478	1,552	789,030
		2 配水及び給水費	162,986	1,552	164,538

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			190,466	4,863	195,329
	2 負担金		12,727	4,863	17,590
		1 工事負担金		12,727	4,863

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			356,907	16,954	373,861
	1 建設改良費		129,000	16,954	145,954
		1 水道施設建設改良費		129,000	16,954

令和元年度 老岐市水道事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		65,760,145		
ロ 建物	184,587,902			
減価償却累計額	<u>40,638,502</u>	143,949,400		
ハ 構築物	8,350,548,067			
減価償却累計額	<u>1,955,439,521</u>	6,395,108,546		
ニ 機械及び装置	1,521,892,808			
減価償却累計額	<u>585,194,814</u>	936,697,994		
ホ 車輛及び運搬具	24,266,000			
減価償却累計額	<u>6,042,000</u>	18,224,000		
ヘ 工具器具及び備品	9,172,295			
減価償却累計額	<u>8,692,179</u>	480,116		
ト 建設仮勘定		<u>129,857,000</u>		
有形固定資産合計			7,690,077,201	
(2) 無形固定資産				
イ ソフトウェア		<u>0</u>		
無形固定資産合計			<u>0</u>	
固定資産合計				7,690,077,201
2 流動資産				
(1) 現金預金		902,919,206		
(2) 未収金		99,548,835		
イ 貸倒引当金		59,941,889	39,606,946	
(3) 貯蔵品			<u>769,770</u>	
(4) 仮払金			849,000	
流動資産合計				<u>944,144,922</u>
資産合計				<u><u>8,634,222,123</u></u>

負 債 の 部

円 円 円

3	固定負債		
	(1) 企業債	2,342,494,763	
	(2) 引当金		
	イ 修繕引当金	<u>0</u>	
	固定負債合計		2,342,494,763
4	流動負債		
	(1) 企業債	204,869,152	
	(2) 未払金	27,155,056	
	(3) 引当金	40,007,422	
	イ 賞与引当金	4,217,422	
	ロ 修繕引当金	35,790,000	
	(4) その他流動負債	<u>221,626</u>	
	流動負債合計		<u>272,253,256</u>
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	4,296,675,193	
	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 832,308,852	
	繰延収益合計		3,464,366,341
	負債合計		<u>6,079,114,360</u>

資 本 の 部

6	資本金		
	(1) 資本金	2,004,979,742	
	資本金合計		2,004,979,742
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 工事負担金	9,302,088	
	ロ 他会計負担金	13,062,456	
	ハ 受贈財産評価額	11,124,887	
	ニ 補助金	<u>11,605,249</u>	
	資本剰余金合計		45,094,680
	(2) 利益剰余金		
	イ 減債積立金	146,766,899	
	ロ 利益積立金	78,264,235	
	ハ 建設改良積立金	206,563,786	
	ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>73,438,421</u>	
	利益剰余金合計		<u>505,033,341</u>
	剰余金合計		<u>550,128,021</u>
	資本合計		<u>2,555,107,763</u>
	負債資本合計		<u>8,634,222,123</u>

令和元年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画明細書（補正第1号）

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 水道事業費			857,379	1,552	858,931
	1 営業費用		787,478	1,552	789,030
		2 配水及び給水費	162,986	1,552	164,538

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
6 委託料	1,552	配水池中継ポンプ所清掃委託料 1,552

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資本 的 収 入			190,466	4,863	195,329
	2 工事負担金		12,727	4,863	17,590
		1 工事負担金		12,727	4,863

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資本 的 支 出			356,907	16,954	373,861
	1 建設改良費		129,000	16,954	145,954
		1 水道施設 建設改良費		129,000	16,954

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事負担金	4,863	道路改良等に伴う配管替え 4,863

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事請負費	9,150	給配水管布設工事費 9,150
3 委託料	7,804	基幹施設改良測量設計業務 7,804